

主題：明石市における成年後見の社会化に向けたソーシャルアクション**副題：成年後見制度利用支援事業の拡大から明石市社会福祉協議会后見基金創設まで**

○ 明石市後見支援センター 主任 氏名 香山 芳範 (会員番号 008705)

キーワード3つ：成年後見の社会化, 成年後見制度利用支援事業, 明石市社会福祉協議会后見基金

1. 研究目的

本研究では、成年後見制度の利用に係る費用助成が、「成年後見の社会化」にとって効果があることを現場の実情をもとに明らかにする。そこで、本研究では成年後見制度の利用に係る費用助成として成年後見制度利用支援事業(以下「本事業」)を中心に取り上げる。加えて、市民後見人の利用に係る費用助成等を目的として 2017 年度に創設した明石市社会福祉協議会后見基金について言及する。明石市の取り組みは、限られた財源の中で「成年後見の社会化」を模索している現場職員にとって道しるべの一助になると考えている。尚、ここでいう「成年後見の社会化」には二つの意味が含まれている。一つは財産の多寡にかかわらず、広く制度が利用できること、もう一つは成年後見人の担い手が広がりを見せることである。

2. 研究の視点および方法

本研究では、明石市社会福祉協議会(以下「明石市社協」)明石市後見支援センター(以下「センター」)が支援する高齢者世帯の事例(以下「本事例」)を取り上げる。そして、本事例に関与した福祉関係者の問題意識、行政および各種関係機関の見解と立場、さらに類似の制度である日常生活自立支援事業との関係も含めた多角的な分析をもとに、「成年後見の社会化」を促進する上での費用助成の効果について考察する。

3. 倫理的配慮

本事例は、センターが相談支援で関わった事例をもとに、特定の事例として判別できないように改変、加工して作成した。また、本事例を研究以外の目的に使用しないことを本人、成年後見人、センターに説明した上で同意を得た。本事例に関する個人情報の取り扱い等、倫理上で配慮すべき事柄は、日本社会福祉学会研究倫理指針に従った。

4. 研究結果**【事例の概要】**

A氏は、70歳代後半の要介護2の男性であった。計5回の脳梗塞が原因で判断能力が低下し(保佐類型)、左麻痺があったため、歩行が不安定で転倒することが少なくなかった。A氏には70万円程度の借金があり、本人の浪費により債務が拡大していたため、以前は近所に住む姪がA氏の通帳及び通帳印を管理していた。しかし、姪がA氏のお金を使い込んでいるとA氏本人から疑われたことが原因で、姪は早々にA氏の金銭管理を放棄した。姪の代わりにA氏のケアマネジャーが金銭管理を行うこととなった。債務整理及び将来の施設入所のため、支

援者はA氏に成年後見制度の利用を勧めたが、費用負担を理由に、A氏はこれを拒否した。

【結果】

A氏の費用負担で特に問題となったのが、後見報酬である。A氏は保佐類型に該当していたため、当時では本事業の対象者として認められなかった。センターを中心に専門職団体と行政が議論を重ねた。明石市長の福祉行政におけるリーダーシップもあいまって、2016年度から本事業の対象者が後見類型に限定されず、保佐・補助類型に対しても認められることとなった。本事業の対象者が拡大したことで、次の三点の効果があつた（データの詳細については、当日の報告の中で紹介する）。①センターによる専門職後見人への受任依頼が増加した②専門職への受任依頼で最も多かつた後見類型が保佐・補助類型と逆転することとなった③成年後見制度の利用が進められたことで、日常生活自立支援事業から成年後見制度への移行が進み、日常生活自立支援事業の待機件数の問題が解消された。一方で、高齢化率の増加に伴い専門職だけでは権利擁護ニーズを支え切れなくなることを想定し、明石市社協では市民後見人（市民サポーター）の養成に取り組んでいる。それとともに、市民後見人でも同様に生じうる費用負担の問題に対応する等の目的で、地域住民の寄付をもとに2017年度に明石市社会福祉協議会后見基金を創設した。

5. 考察

本事例において当初は日常生活自立支援事業の利用が検討されたが、利用希望者の待機件数を考慮し見送られた。なぜなら、センターが運営する日常生活自立支援事業では待機件数が当時15件に達しており、利用までにかかなりの待ち時間を要することが予想されたからである。

このように、日常生活自立支援事業の待機件数が多くなる理由として次の二点が考えられる。まず、日常生活自立支援事業は費用負担が少なく、保佐・補助類型の利用者の多くが成年後見制度より日常生活自立支援事業を選択する傾向にあるためである。後見報酬が月々20,000円程度かかるのに対して、日常生活自立支援事業であれば月々1,000円程度で済む。次に、日常生活自立支援事業の利用希望者の中には、債務整理等の高度な法律行為を要する者が多数含まれているためである。日常生活自立支援事業の担当職員は日常的金銭管理のような日常生活行為を主な業務として担っており、成年後見制度のように債務整理を行うほどの高度な法律行為は期待できない。したがって、債務整理を要する事例を日常生活自立支援事業で扱ってしまうと、契約前の課題整理に時間を費やしてしまい、契約するまでにかかなりの時間を要する。結果として待機件数が積み重なり、専門職後見人が無報酬で対応せざるを得なくなるのである（2015年度でセンターが専門職後見人に後見業務を依頼した事例（申立時）19件のうち10件は、専門職後見人が無報酬で後見業務を行っていた）。以上のように、費用負担が理由で成年後見制度を利用できない場合、適切とは言い難い方法で対応せざるを得ない。例えば、日常生活自立支援事業で対応する、ケアマネジャー等のような金銭管理をする権限のない者が一時的に金銭管理を行う、専門職後見人が無報酬で後見業務を行うといった方法である。